

三重県石油コンビナート等防災計画
令和 8 年 3 月 修正案概要

三重県石油コンビナート等防災計画 令和8年3月修正案概要

1 修正事項の概要

主な修正事項は、特定事業所等の変更等に伴う時点修正等です。

2 修正が必要な事項

県庁内各部局や各市町、各関係機関から出された意見に基づき修正を行います。

○第1章 総則

第5節 特別防災区域の概況

- ・特定事業所数、貯蔵・取扱量、処理量等の時点修正 【新旧対照表 P1】

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- ・法令の文言に合わせるための修正 【新旧対照表 P2】

○第5章 災害応急対策計画

第1節 防災本部及び現地本部の活動体制

- ・南海トラフ地震臨時情報の注意期間の修正 【新旧対照表 P3】

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

- ・地震・津波情報等の伝達方法等の明確化 【新旧対照表 P4】

第3節 事故災害応急対策計画

- ・防御活動の分担を消防法に合わせて修正（火災） 【新旧対照表 P5】

- ・防御活動の分担を消防法に合わせて修正（石油等流出） 【新旧対照表 P6】

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月版(現行)

第5節 特別防災区域の概況

四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km²、32の特定事業所(第一種事業所14、第二種事業所18)で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

三重県石油コンビナート等特別防災区域概況(令和8年1月1日現在)

区分	面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 千kl	高圧ガス 十万Nm ³	総 数	第一種事業所 (内レイアウト)	第二種事業所
四日市臨海地区	11.01	6,791	5,705	32	14(9)	18

三重県石油コンビナート等防災計画 令和8年3月修正(案)

第5節 特別防災区域の概況

四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km²、32の特定事業所(第一種事業所14、第二種事業所18)で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

三重県石油コンビナート等特別防災区域概況(令和8年1月1日現在)

区分	面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 千kl	高圧ガス 十万Nm ³	総 数	第一種事業所 (内レイアウト)	第二種事業所
四日市臨海地区	11.01	6,876	5,706	32	14(9)	18

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月版(現行)

2 県警察

県警察は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害に係る被害の発生及び拡大の防止並びに防災活動の円滑な実行を支援するため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 災害原因の調査研究
- (3) 現場広報活動
- (4) 危険区域内住民の避難誘導
- (5) 被災者の救助
- (6) 交通規制及び災害現場の警備
- (7) 緊急通行車両の確認及び確認証明書交付
- (8) 犯罪の予防及び危険物等の取締り
- (9) 行方不明者の捜索及び死体の検視
- (10) 県及び市の行う災害救助活動に対する協力
- (11) その他被災地における社会秩序の維持

4

3 市

市は、住民に対しての防災上の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、特別防災区域に係る災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、特定事業者の行うべき災害予防対策及び災害時における防災活動について必要な指導、指置を行うとともに、消火その他防災活動を行うため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 現地本部の運営
- (2) 市庁内防災組織の整備
- (3) 総合防災訓練の実施、運営及び事業所防災訓練に係る指導・支援
- (4) 災害情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査
- (5) 消火その他防災活動の実施
- (6) 自衛防災組織及び共同防災組織の育成指導並びに災害時における指揮、指導、監督
- (7) 災害広報
- (8) 避難の勧告、指示及び誘導
- (9) 被災者の救助及び保護並びに救援物資の供給及び調達
- (10) 災害に伴う環境汚染及び公害防止対策に関する監視・指導

三重県石油コンビナート等防災計画 令和8年3月修正(案)

2 県警察

県警察は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害に係る被害の発生及び拡大の防止並びに防災活動の円滑な実行を支援するため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 災害原因の調査研究
- (3) 現場広報活動
- (4) 危険区域内住民の避難誘導
- (5) 被災者の救助
- (6) 交通規制及び災害現場の警備
- (7) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付
- (8) 犯罪の予防及び危険物等の取締り
- (9) 行方不明者の捜索及び死体の検視
- (10) 県及び市の行う災害救助活動に対する協力
- (11) その他被災地における社会秩序の維持

3 市

市は、住民に対しての防災上の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、特別防災区域に係る災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、特定事業者の行うべき災害予防対策及び災害時における防災活動について必要な指導、指置を行うとともに、消火その他防災活動を行うため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 現地本部の運営
- (2) 市庁内防災組織の整備
- (3) 総合防災訓練の実施、運営及び事業所防災訓練に係る指導・支援
- (4) 災害情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査
- (5) 消火その他防災活動の実施
- (6) 自衛防災組織及び共同防災組織の育成指導並びに災害時における指置
- (7) 災害広報
- (8) 避難の勧告、指示及び誘導
- (9) 被災者の救助及び保護並びに救援物資の供給及び調達
- (10) 災害に伴う環境汚染及び公害防止対策に関する監視・指導

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月版(現行)

[自然災害]

配備区分	配備時期		配備内容
	地震	その他の自然災害	
準備体制	1 四日市市に震度4の地震があったとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害の発生のおそれがあるとき	情報連絡活動等が円滑に行え、状況に応じて警戒体制に入れる体制
	2 四日市市に津波注意報が発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」)	異常な自然現象により特別防災区域内において災害の発生のおそれがあるとき	
	3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生するおそれがあるとき	
	4 その他特別防災区域内において災害が発生するおそれがあるとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生したとき	
警戒体制	1 四日市市に震度5弱の地震が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生したとき	応急対策を迅速かつ的確に行える体制(※1)
	2 四日市市に津波警報が発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」)	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生したとき	
	3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意、巨大地震警戒)が発表されたとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生したとき	
	4 その他特別防災区域内において災害が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生したとき	
非常体制	1 四日市市に震度5強以上の地震が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において甚大な災害が発生したとき	防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制
	2 四日市市に大津波警報が発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」)	異常な自然現象により特別防災区域内において甚大な災害が発生したとき	
	3 その他特別防災区域内において甚大な災害が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において甚大な災害が発生したとき	

※1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたときは一定期間注意
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは1週間警戒、その後1週間注意

三重県石油コンビナート等防災計画 令和8年3月修正(案)

[自然災害]

配備区分	配備時期		配備内容
	地震	その他の自然災害	
準備体制	1 四日市市に震度4の地震があったとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害の発生のおそれがあるとき	情報連絡活動等が円滑に行え、状況に応じて警戒体制に入れる体制
	2 四日市市に津波注意報が発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」)	異常な自然現象により特別防災区域内において災害の発生のおそれがあるとき	
	3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生するおそれがあるとき	
	4 その他特別防災区域内において災害が発生するおそれがあるとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生したとき	
警戒体制	1 四日市市に震度5弱の地震が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生したとき	応急対策を迅速かつ的確に行える体制(※1)
	2 四日市市に津波警報が発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」)	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生したとき	
	3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意、巨大地震警戒)が発表されたとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生したとき	
	4 その他特別防災区域内において災害が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生したとき	
非常体制	1 四日市市に震度5強以上の地震が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において甚大な災害が発生したとき	防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制
	2 四日市市に大津波警報が発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」)	異常な自然現象により特別防災区域内において甚大な災害が発生したとき	
	3 その他特別防災区域内において甚大な災害が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において甚大な災害が発生したとき	

※1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたときは1週間注意
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは1週間警戒、その後1週間注意

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月版(現行)

第3 地震・津波情報等の伝達

防災本部は、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報並びに南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報等を特定事業者及び防災関係機関に迅速かつ的確に連絡し、防災対策の適切な実施を図る。

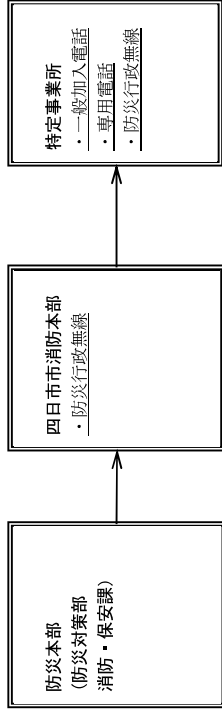
なお、防災関係機関への地震情報等の連絡については、県域防災計画の定めを準用する。

1 連絡を行う情報等の種類

- (1) 大津波警報・津波警報・注意報・予報（津波予報区〔伊勢・三河湾〕）
- (2) 地震及び津波に関する情報
 - ア 地震情報（四日市市に震度4以上の地震が発生したとき）
 - イ 津波情報
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
 - イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
 - エ 南海トラフ地震関連解説情報

2 連絡を行う情報等の伝達経路及び方法

防災本部から防災関係機関等への伝達経路及び方法は次図のとおりとする。



連絡を行う情報等の伝達経路及び方法

三重県石油コンビナート等防災計画 令和8年3月修正(案)

第3 地震・津波情報等の伝達

防災本部は、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報並びに南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報等を特定事業者及び防災関係機関に迅速かつ的確に連絡し、防災対策の適切な実施を図る。**ただし、防災本部が伝達の必要がないと判断した場合にあっては、この限りでない。**

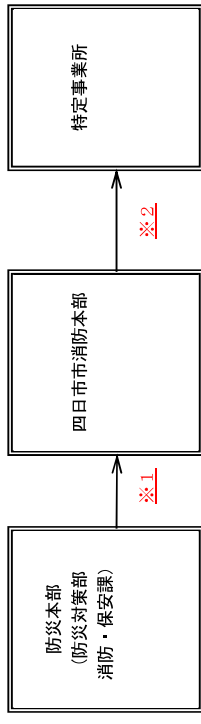
なお、防災関係機関への地震情報等の連絡については、県域防災計画の定めを準用する。

1 連絡を行う情報等の種類

- (1) 大津波警報・津波警報・注意報・予報（津波予報区〔伊勢・三河湾〕）
- (2) 地震及び津波に関する情報
 - ア 地震情報（四日市市に震度4以上の地震が発生したとき）
 - イ 津波情報
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
 - イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
 - エ 南海トラフ地震関連解説情報

2 連絡を行う情報等の伝達経路及び方法

防災本部から防災関係機関等への伝達経路及び方法は次図のとおりとする。



※1 防災通信ネットワーク

※2 一般加入電話、非常通報設備、防災相互通信無線

連絡を行う情報等の伝達経路及び方法

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月版(現行)

第3節 事故災害応急対策計画

特別防災区域において事故に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急活動が的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

なお、事故に伴いより広域的で甚大な災害が発生した場合は、県災害対策本部と一体となった運用を図る。

第1 陸上施設等火災・爆発応急対策計画

特定事業所に係る火災・爆発による災害の発生及び拡大を防止するための応急対策について以下のとおり定める。

1 実施機関

- (1) 防衛活動は、消防本部、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織（大容量泡放射システムを用いて防衛活動を行う場合）が一体となって行う。
- (2) 火災・爆発の規模により更に消火力を必要とする場合は、当該市長は、三重県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の応援を求める。

2 防衛活動の分担

災害に伴う火災の防衛活動は、消防長が指揮統制を行う。

- (1) 消防本部
消防本部は、災害に伴う火災、救急、救助の防衛活動を行う。
- (2) 消防団
消防団は、警防計画の定めるところにより出動し、特別防災区域内の災害が周辺住民に被害を及ぼすおそれがあるときは、主として消防警戒区域の設定、民家等への延焼防止及び住民の人命救助活動にあたる。
- (3) 自衛防災組織
ア 災害が発生した特定事業所（以下「発災事業所」という。）の自衛防災組織は、直ちに防衛活動を実施するとともに、応援隊の受入体制を整備する。
イ 他の特定事業者の自衛防災組織は、出動に備え準備体制をとる。
- (4) 共同防災組織
共同防災組織は、共同防災規程に基づき直ちに災害現場に出動し、自衛防災組織と協力して防衛活動を行う。
- (5) 広域共同防災組織
大容量泡放射システムを使用する防衛活動を行う必要がある場合、広域共同防災組織は、広域共同防災規程に基づき災害現場に出動し、自衛防災組織及び共同防災組織と協力して防衛活動を行う。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和8年3月修正(案)

第3節 事故災害応急対策計画

特別防災区域において事故に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急活動が的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

なお、事故に伴いより広域的で甚大な災害が発生した場合は、県災害対策本部と一体となった運用を図る。

第1 陸上施設等火災・爆発応急対策計画

特定事業所に係る火災・爆発による災害の発生及び拡大を防止するための応急対策について以下のとおり定める。

1 実施機関

- (1) 防衛活動は、消防本部、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織（大容量泡放射システムを用いて防衛活動を行う場合）が一体となって行う。
- (2) 火災・爆発の規模により更に消火力を必要とする場合は、当該市長は、三重県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の応援を求める。

2 防衛活動の分担

- (1) 消防本部
消防本部は、災害に伴う火災、救急、救助の防衛活動を行う。**なお、防衛活動において必要があると認められるときは、自衛防災組織、共同防災組織又は広域共同防災組織に指示するものとする。**
- (2) 消防団
消防団は、**消防長の管轄の下**に出動し、特別防災区域内の災害が周辺住民に被害を及ぼすおそれがあるときは、主として消防警戒区域の設定、民家等への延焼防止及び住民の人命救助活動にあたる。
- (3) 自衛防災組織
ア 災害が発生した特定事業所（以下「発災事業所」という。）の自衛防災組織は、直ちに防衛活動を実施するとともに、応援隊の受入体制を整備する。
イ 他の特定事業者の自衛防災組織は、出動に備え準備体制をとる。
- (4) 共同防災組織
共同防災組織は、共同防災規程に基づき直ちに災害現場に出動し、自衛防災組織と協力して防衛活動を行う。
- (5) 広域共同防災組織
大容量泡放射システムを使用する防衛活動を行う必要がある場合、広域共同防災組織は、広域共同防災規程に基づき災害現場に出動し、自衛防災組織及び共同防災組織と協力して防衛活動を行う。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月版(現行)

2 防御活動の分担

- (1) 陸上における防御活動の分担
 - ア 流出油の拡大防止及び回収作業等は自衛防災組織が行う。
 - イ 流出油が更に拡大するおそれがある場合、又は拡大した場合は他の特定事業所の応援を求めて防御活動を行う。
 - ウ 火災警戒区域の設定及び火災警戒は、自衛防災組織及び共同防災組織と連携し消防長が行う。
 - エ 消防長は、防御活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安部長に連絡する。
 - オ 海上保安部長は、消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。
- (2) 海上における防除活動の分担
 - ア 流出油が海上に及んだ場合及び接岸・接標中のタンカー等からの流出油の防除作業は、自衛防災組織、共同防災組織及び船舶所有者(タンカー等からの流出の場合に限る。)が行う。

なお、海上保安部長は、必要に応じ上記の者に対し指示を行う。
 - イ 海上での火気使用禁止、警戒区域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置は海上保安部長が行う。
 - ウ 流出油が海上に及んだ場合の陸上での火災警戒区域の設定及び火災警戒は、消防長の指揮により自衛防災組織及び消防本部が行う。
 - エ タンカー等から油が流出した場合の船長又は船舶所有者に対する防除措置等の指示、命令は、海上保安部長が行う。

8

三重県石油コンビナート等防災計画 令和8年3月修正(案)

2 防御活動の分担

- (1) 陸上における防御活動の分担
 - ア 流出油の拡大防止及び回収作業等は自衛防災組織が行う。
 - イ 流出油が更に拡大するおそれがある場合、又は拡大した場合は他の特定事業所の応援を求めて防御活動を行う。
 - ウ 火災警戒区域の設定は、消防長が行うとともに、火災警戒は、消防本部と自衛防災組織及び共同防災組織が連携して行う。
 - エ 消防長は、防御活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安部長に連絡する。
 - オ 海上保安部長は、消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。
- (2) 海上における防除活動の分担
 - ア 流出油が海上に及んだ場合及び接岸・接標中のタンカー等からの流出油の防除作業は、自衛防災組織、共同防災組織及び船舶所有者(タンカー等からの流出の場合に限る。)が行う。

なお、海上保安部長は、必要に応じ上記の者に対し指示を行う。
 - イ 海上での火気使用禁止、警戒区域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置は海上保安部長が行う。
 - ウ 流出油が海上に及んだ場合の陸上での火災警戒区域の設定は、消防長が行うとともに、火災警戒は、消防本部と自衛防災組織及び共同防災組織が連携して行う。
 - エ タンカー等から油が流出した場合の船長又は船舶所有者に対する防除措置等の指示、命令は、海上保安部長が行う。

3 発災事業所の措置

- (1) 防災関係機関への通報、連絡要員の配置及び現地連絡室の設置
- (2) 流出源の閉止及び拡大防止措置
- (3) タンカーの船長がとるべき措置の指示
- (4) 火気使用禁止措置
- (5) 事業所内での警戒区域の設定
- (6) 住民に対する広報活動
- (7) 流出油の回収措置
- (8) 共同防災組織、周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- (9) 防除資機材の緊急配備及び防除要員の派遣措置
- (10) 緊急事態に対する体制の整備
- (11) その他災害の規模に応じた措置